

第4回運用指針策定作業部会 議事録

日時 平成29年1月10日（火）
午前9時30分～11時40分
場所 議事堂 7階 第2委員会室

出席者

・部会員 14人

横野昭（部会長）、上野蛍、舎川智也、江西照康、金井毅俊、吉田修、大島満
成田光雄、松尾茂、尾上一彦、村石篤、南俊正、鋪田博紀、高田重信

・事務局 4人

後藤次長、横山庶務課長、齋田主任、谷囑託職員

・傍聴人 5人

議員4人、一般1人

・報道関係 18人

協議事項

1 前回(第3回)までの合意事項の確認

- (1) 市政報告会の開催条件 及び 充当可能な費用等について
- (2) 視察・陳情活動時の旅費支出基準等について
- (3) 会議・意見交換会等の出席者負担金の支出について
- (4) 市政報告会資料、広報誌等の掲載内容の基準及び作成、配布費用等について
- (5) 事務費の支出について
- (6) 資料購入費及び人件費への支出について

2 その他の協議事項

- (1) 備品の導入・管理方法等について
- (2) 情報公開範囲の拡大に向けた同意書の導入の検討について
- (3) 第三者機関の事前審査の例外等について

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野部会長： おはようございます。ただいまから、政務活動費・運用指針策定作業部会を開会いたします。まず部会の傍聴についてお諮りいたします。本日、〇〇君から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： それでは、〇〇君の傍聴を許可することに決定いたしました。本日は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。ここで報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭くなっております。ご覧のように会場も狭くなっておりますので委員の席に近づくなど、行き過ぎた行為は円滑な部会の妨げになりますので、節度を持った取材をお願いいたします。あり方検討会でも申し上げましたが、委員の後ろにまわって撮影をするようなことはお控えをいただきたいと思っております。

それでは、本日の議事録の署名委員に大島委員、鋪田委員を指名いたします。これより協議に入ります。まず、事前にお配りしてあります「前回（第3回）までの合意事項の確認について」です。各会派から確認されたいこと、修正が必要なことについてあれば、ご意見を伺いたいと思います。確認しながら、順次進めていきたいと思っております。皆さん、よろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： それでは、「政務活動費の運用指針（前回の第3回部会までに合意した項目の整理表）」の1ページ目の、市政報告会としての開催条件および充当可能な費用、証拠書類について、市政報告会として認める条件です。これについては、公明党さんが市政報告会は全く認めない、支出は認めないというご意見でありました。他の会派の皆さんのご意見で、アの市政報告会のみを単独に開催する場合のみ、支出を認めることと、イの国会議員・県議会議員が参加する場合は、市政報告会とは認めず、全ての支出を認めないと書いてあります。このことについて、どうでしょうか。よろしければ、これでいきたいと思っております。

吉田委員： 前日も発言していたんですが、イのところで、少なくとも県議会議員と一緒にやった場合は認めることと、意見として上げておきます。県政と市政の関係で、連続する場合は非常に多いわけですから。

江西委員： イで全員一致と書いてありますが、なるべく柔軟に聞いてもらえる会であればいいんですが、国会議員、県議会議員が来ても、誰も利益があるわけではないですし、報告の幅が広がるのですから、認めないということはあまりよくないと思っております。ただ、決まったことには同意します。全員一致

という表現だけ引っかけられますので、修正いただきたいと思います。

松尾委員： 賛成何名、反対何名と書いてありますが、公明党は市政報告会への支出そのものについて反対でありますので、それをしっかり、あり方検討会へ上げていただきたいと思います。

横野部会長： 分かりました。他にご意見はありませんか。ここで皆さん、合意すれば決定ですが、賛成と反対に分かれた場合は、上の方へ人数で上げますので、そういう表現で上げます。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 他にご意見ありませんか。

鋪田委員： 今ほど、吉田委員、江西委員から言われた内容ですが、例えば、教育行政なんかで具体的に教員の配置だとか、市と県で共通の政務項目で開催されるとかだけではなくて、もっと広く全般にやるような場合も認めていくべきだとお考えですか。

江西委員： 私は広く認めるべきだと思います。

村石委員： 私は基本的に、認めない方がよいと思います。市政報告会という形にして、県議会議員が参加しているということになると、県議会選挙の半年前とか1年前とかいうことになると、どうしても政党活動であったりとなる恐れがあるので、認めない方がいいという考えです。ただ、やり方はあると思います。市政報告会に続けて、県議会議員の方が同一会場で、続けて県政報告会をするという方法もできるわけです。基本的には、市政報告会に国会議員や県議会議員は参加しないということやっていけると思います。

吉田委員： 共産党の場合、地域でやるのは、ほとんど市議会議員ですけど、会場など借りて、毎回議会ごとに県議会議員と市議会議員が、各種団体や労働組合と一緒に、報告をしたり意見を聞いたりします。鋪田委員の言われた教育問題とか教職員の配置などは県と市で深く結びついていますので、いろんな意見を聞くというのはものすごく有効なのです。年4回、30～40人規模の県市政報告会をやっています。認められないことになった場合でも開催はしますが、極めて自然だと思います。

金井委員： 私は去年の暮れに市政報告会という名目で、都内で、国会議員が出席して、私が公演しましたが、後の質疑で、カジノ法が、市政とは全然関係ないのですが、新聞で賑わっていますので、具体的に質問があったんです。そうになると、市政としての税金の使い方で、妥当でないという判断になります。ですから、いろんなタイプがありますが、一切、市の報告としては市議会議員が責任を持ってやると、これが全てだと思います。一緒にやるとなると、市の税金を使うべきでは無いと思います。

江西委員： 今までの議論は、前回までで終わっているはずですが、たまたま進行上、聞かれて答えただけです。議論する必要は無いと思います。

横野部会長： 皆様のご意見を参考といたしまして、あり方検討会のほうで、また検討してもらおうということによろしいでしょうか。

尾上委員： もし、認めないということになったら、それはそれで問題無いのですが、仮に国会議員が居ても県議会議員が居てもいいですよという話になった場合、全額を政務活動費で出すというのはおかしい話になると思います。このことは、今ここで決めなくても、あり方検討会で議論していただけるのですか。

松尾委員： 市政報告会でいろいろと議論されていますけども、半分とかいうことは有り得ないので、有りか無しかではっきりとさせるべきだと思います。

横野部会長： 有りか無しかは、上のあり方検討会で決めていただこうと思います。そうしないと、また分配の方法とかを考えないといけなくなります。それによろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： 次に、支出基準および証拠書類についてです。書いてある通りであります。質問がありまして、参加される方がお菓子を持ち込まれる場合、小さいお子様がいて仕方がない場合もあります。議員は、一応、茶菓子を出さないということにしておきますが、お客さんが持ち込んで写真を撮られると提供しているじゃないかと誤解を招きやすいということもあります。止むを得ないと思うんですが、どうでしょうか。

江西委員： 部会長の解釈はちょっと違うのではないかと思います。前回までは議事の中では、自腹を切って出すという話になっていたと思います。持ち込まないということではなくて、社会通念上、お茶くらい出ても当たり前じゃないかということ、議員が自腹を切って出すものだと思います。

横野部会長： お茶についてはそうなんです。茶菓子についてのことです。江西委員の言われたことによろしいですか。

参加委員： はい。

江西委員： となると、政務活動費の中で、お茶とかコーヒーとか、これからは一切出さないという認識ですね。広聴費ですとか、他のものが流用されることも無いという認識ですね。議員が自腹を切るだけということになりますから、今後、そういった会計は無いということになりますね。このこと、皆さんは同意されるのかどうかだけ確認させてください。

横野部会長： どうですか。

村石委員： 湯茶については、出した方がいいと思います。聞きに来た人に湯茶を出して、不正の温床になったのは事実です。それはお茶が不正をしたわけではなくて、湯茶を理由に不正をした人が悪いわけで、お茶を出すことが悪いわけではないのです。私は社会通念上、お茶を出すことは全然問題無いと思いま

す。社会通念上、妥当な実費を使ってやればよいと思います。止めればよいという人は、両極端な考えになっていると思います。

松尾委員：　そういうことをするから、あいまいになるわけで、控室にキープしているものを持っていったらOKなのかということになってしまうわけです。間違い無く、自腹で提供すればよいと思います。

吉田委員：　反対意見のひとりですが、ある程度はよいと思いますが、不正になったのは、お茶を出すことが良いか悪いかではなくて、500円均一だということと、それが水増しされていたことなんですよ。そこが問題なんです。

後藤次長：　これは、あり方検討会に数を報告するというところで書きました。議事録を確認したところ、数に誤りがありましたので、訂正させていただきます。茶菓代のところですが、賛成10名を9名に、反対3名を4名に訂正いたします。具体的に、4名の方は、共産さん、新風さん、社民さん、民政さんは出してもいいだろうということによろしいでしょうか。失礼いたしました。

横野部会長：　今の発言から言って、このことについてはあり方検討会で、また検討してもらいます。原則論的には、廃止と表現してありますが、上のあり方検討会でどう判断されるかお任せして、ということによろしいですか。

参加委員：　はい。

横野部会長：　支出項目の整理ですが、今まで広報費および広聴費で分けていたのですが、「広報・広聴費」で統合して条例改正したいと思いますが、それによろしいでしょうか。

参加委員：　はい。

横野部会長：　次に、視察、陳情活動等における旅費支出基準および証拠書類についてにまいりたいと思います。旅費支出を認める条件というのがありまして、書いてある通りであります。前回の話し合いでは、朝食付きで14800円を上限とする、ただし原則論は実費でいくとなっています。朝食付きだけです。夕食付きについては、旅館とか行ったら2食付きというのがありますが、14800円以内なら認めるということで、旅館の場合は認めると、前回の話し合いで決めました。これで、皆さんよろしいでしょうか。

江西委員：　朝食もホテルでセットになっている場合は、認めましょうとなっていたと思いますが、間違いないでしょうか。朝食代が付いているからと、みんなで、どこかで朝食ということではないですよ。そういう認識です。

横野部会長：　ホテルで付いている朝食であります。それによろしいでしょうか。

吉田委員：　海外視察の件はどうですか。私どもは認めないという主張です。それを付記してください。

横野部会長： 他にありますか。今の海外視察については、認めない会派と、認める・残しておけばどうかという会派のご意見がありました。数字のまとまったものをお見せした上で、あり方検討会の方へ提出します。それでよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： そのようにいたします。次に、支出基準および証拠書類についてですが、記載のとおりであります。申請方法と報告書の中身については、具体例と具体的な案を出します。事前に研修に行きたい、視察に行きたいという場合は、事前に報告書を上げて、それを会派が認め、それから第三者委員会が認め、それで返ってきて、結果を改めて報告して、結果が良しとすれば支出を認めるという形で、一時立替がありますけども、そういう形で進めることで、報告書の内容については別途提案したいと思います。それでお任せいただけますか。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： このことによって、会派で決定あるいは上の方で話をするというそれぞれの思惑を、それぞれ自分達で説明しながら、企画を立てて進めるという考え方でよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： そういったことで進めます。次に、会議・意見交換会等の出席者負担金の支出であります。これについては、前回の会議では、全て認めないということと、上限5000円は廃止するという合意しています。それでよろしいでしょうか。

吉田委員： 各種団体の主催する会議とありますが、例えば農林水産議員連盟の会費とかは、ここに記載が無いのですが。

横野部会長： それも全て認めないということです。要するに、一番気になるのは県とか地方議員連盟とかあるのですが、そういったものは一切認めない形で一切支出しない、政務活動費では認めないということです。

吉田委員： ちょっとそのへんが。やはり明記した方がいいと思います。

横野部会長： その各種団体の決め方が、ポイントなので、例えば民間が作っている団体に参加するのもだめなのか、負担金も払えないのかと、民間の団体の見極めを誰がするのかという非常に難しい問題であります。だから、そういったものは一切取り止めるという形で、政務活動費の支出は無いということで、意思決定した方がいいと思います。どうでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： では、その方向でいきたいと思います。よろしくお願いたします。次に、市政報告会資料、広報誌等の掲載内容の基準および作成、配布に係る費用充当についてであります。先ほどの、市政報告会の開催のことについても、非常に結びつきが強いわけです。掲載内容の全てが、政務活動に関する内容であると認められる場合は、全額という判断が前回出ました。イの政務活動以外の議員活動で、「選挙活動」の部分は削除して、(政党活動、後援会活動等)に訂正します。記載内容に、政務活動以外の議員活動が混在していると判断される場合は、1/2(按分率)までの支出とすることで、前回話し合いが決まったんですが、何かご意見等ございますか。

松尾委員： この資料を郵送する場合もあると、確か議論したと思いますが。これも同様の考え方ということでもいいですね。

横野部会長： ひとつ気になるのは、郵送の封筒ですね。後援会名の封筒を使って送ると、中に100%市政報告会の資料が入っていても、これはだめなんですよ。そうすると、会派で封筒を作らないといけない、会派の封筒ならいいのですかとなります。送る封筒は、無記名の封筒なのか、そのあたりの考え方は、封筒だけで判断するのですか。そのあたり、ご意見どうですか。

村石委員： 封筒については、個人の議員の市政報告とかレポートとかでも、会派名が入っているのでもいいと思います。あと、イの考え方ですが、積極的に政党活動とか、後援会活動を入れるという意味ではなくて、基本的にはアの部分がメインだと思います。ただ結果として、政党活動とか後援会活動が入っていた場合は、1/2までということに救っていこうと社民党は考えています。基本的には、政務活動に関わるものにする、結果として第三者が見た場合に、この部分が政党活動にあたるのではないかとすれば1/2になるとしていくべきだと考えます。

松尾委員： 今言われた政党活動、後援会活動は按分ということで、1/2にしたのですが、では1/2払えば何でもありなのかと、そういうわけではないと思います。これは、いくらなんでも1/2に値しないということも起こり得ると思いますので、そのへんしっかり明記するべきだなと思います。

横野部会長： 結果的に、皆様のご意見を聞いているうちにおいては、明確に意識して、政党活動、選挙活動、後援会活動というのがありありと出ているのは、全くもってゼロだと思います。例えば、会派の方針を出して中央、県政と意見が一致していますということについては、会派の意見としていけば、一応認められるのではないかと判断の基準は非常に難しいです。明確に、政党を打ち出したり、後援会を打ち出したりということについては、絶対にゼロになるということを前提におきましょうよ。そうしないと、何でもかんでも1/2でOKというのは、非常にまずいだろうと思います。そんなようなことで、どうでしょうか。これの反対意見については、例えば社民党さんが書いたものを他の会派がクレーム付けてこれはおかしいとか、第三者委員会の判断のひとつの目安が、ある程度出ないと、なかなか難しいかなと思います。考え方を統一して、こういった流れであれば、政務活動と認めましょうというような案を、事務局とも協議して、ひとつの簡単なものを作ったので

すが、これでよろしければ、こういった考え方でいくのもあるのですが、どんなものでしょうか。

松尾委員： 第三者委員会のことにも触れておられますが、専門家の人に見てもらったら、分かってもらえると思います。第三者委員会の方をどういう方にするかという問題になってくると思われるのですが、ある程度の知識のある人であれば、それは自ずと分かってらっしゃると思います。ある程度の基準は、こちらから出すべきだとは思いますが、第三者委員会でしっかり判断できることであると、私は考えております。

吉田委員： 1/2までというのがミソでありまして、ある意味では1/4しか出せないというのがあっていいと思います。そこは、もう少し決めておかないといけないと思います。私どもは、議会ごとに年4回発行するのですが、裏面の半分が演説会のご案内が載っているというのはだめですよ。表と裏面の半分は、正に議会報告だという場合は、1/4か、それでも半分というのであれば、それでいいですけどね。半分以上を超えるようなことだけは、絶対にだめと主張します。ある程度、目安を決めて、1/4しか出さないとか。

松尾委員： そもそもこれは、アをしっかりとやっていきましょうということなので、それ以外のあいまいなものがあった場合にしても1/4、1/3あるかもしれませんが、1/2に決めてやっていこうと結論出ていることなのです。そのようにしていくべきだと思います。

大島委員： 私も賛成で、100%か1/2かゼロかというように、お決めになられた方がいいと思います。「1/2まで」の「まで」を取られた方が良く思います。ゼロか1/2という表現でどうでしょうか。

横野部会長： ゼロか、1/2かの表現で、皆様のご意見はどうですか。ゼロか1/2という表現でよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： ここは、そのように表現を変えます。広報誌の記載内容のところも、「選挙活動」の部分を削除してください。ここも、ゼロか1/2の表現にしますね。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： あと、もう1点は、ある市議会の参考例で、選挙3ヶ月前は一切、市政報告を出さないと決めているところもあります。

吉田委員： アとイの判断でいけばいいと思います。

村石委員： 広報誌の配布代についてしっかり決めなければいけないのは、どれだけ印刷して、印刷したものがどのように使われたかということが、非常に不正の問題になったんですよ。ここは、決めておく必要があります。広報誌がたく

さん印刷されていて、どのように配布されたのか、市政報告会の資料がたくさん印刷されて、それが市政報告会でどのように活用されたのかというのが、全然分からないんですよ。どの議員がしたのかも分からないし、そういうことをしっかりしていく必要があると思います。例をひとつだけ挙げると、大津市議会のある会派は、109100枚の印刷をするということで、その内訳は107100枚は新聞折込に入れますと、予備枚数として2000枚印刷しましたと、はっきり書いてあります。新聞折込で、どこの地区に何部入れたかということまで、しっかり書いてあります。これを富山市議会としても、しっかり決めておく必要があると思います。

横野部会長： 市政報告書を作った場合、何万部作ってどこに配布するのかということをも明記するような書類を作成しています。それを書くことによって、裏付けが取れるということで、申請から最後の報告までを、新聞折込みしました、この地区に何部配布しました、その地区の人数3000部を印刷しました、シルバー人材センターを使ってこの地域に配りました、こういった配布の中身が分かるもの明記できるもので、予備として何部残しました、と表現してもらえばいいと思います。詳細まで全部書きなさいというと、苦しいのですが、大まかな印刷部数で、何のためにそんなに印刷したのかという中身が、申請を上げたときに書いてあって、最後に結果もそのように出れば、それでいいんじゃないかと思います。今回は、文書を起案して最後の結果報告までも、一連の流れの中で整理したいと思いますが、それで解決にならないでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： 言葉であまり決めてしまうと、ちょっとと思います。それでは、そういったことで理解いただけますか。

参加委員： はい。

江西委員： 例えば、小さい会派で、それをやったとして、配布や折込をしたとします。政務活動費で足りない場合、それを出すときは、どのように解決できるのでしょうか。

村石委員： 足りない場合は、自分の議員報酬の中から出しています。基本的には、自分の気持ちとして市政報告を出して、市民に知らせることが議員としての役割ですので、そういう意味では、ある程度のお金は議員報酬のお金から出しています。

江西委員： それは、何も問題無いということですね。

横野部会長： 私達の会派は今、政務活動費を止めています。私は今、市政報告を作って、配布方法どうするかで悩んでいるのですが、新聞折込でやりたいなと内心思っております。新聞の広告のところへ持って行って、入れてもらえるかどうか判断いただかなければならないわけです。そういうことで、自己負担で今やります。政務活動費をオーバーした場合でも、自分で払うということで、

内訳で政務活動費でこれだけ払いましたと、地域が書いてあれば、それでOKだと思います。

江西委員： あり方検討会の議事の中で、鋪田委員が寄付行為について、何でもお金を出すということは相手が誰かわかりませんが、寄付行為で議員が禁止されている行為のひとつですよね。私もそういった心配もあるのかなと思っていました。確認をさせていただきたいと思います。

鋪田委員： 私は確かに発言はしました。こういったことについては、判例では主流ではないのですが、一部そういう議論もあるよということでご紹介させていただいたのです。

横野部会長： 結果的に、長期立替は、今回後払い方式にしたことによって、6ヶ月間立替払いしたら、それが寄付行為にあたるかどうか分からないし。3ヶ月ごとと方針は決めていますけれども、3ヶ月は自分で立替払いしなければならないなという思いはあります。立替払いが、寄付行為にあたるかどうかというのが、鋪田委員もそのあたりのことを言われたのだと思います。これは、ひとつの検討課題ですから、今の段階ではそこまでは大丈夫だと思います。これで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： そうしましたら、次に事務費への支出についてであります。切手代および通信費については、一切認めないという形で言っていますが、これで、よろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： よろしいですね。次は資料購入費および人件費への支出についてであります。記載のとおりであります。これについて特別に申し述べたい意見はありますでしょうか。

参加委員： なし。

横野部会長： よろしいですね。合意事項で、先ほど訂正した内容については、訂正内容で直します。

吉田委員： ここに書いてないのですが、支出伝票、領収書に、会派名と議員名を明記することは、入っているんですね。

横野部会長： それは、一番初めの会議のときに、議員名、会派名を明記しましょうと決めましたので、そのことは敢えて、今ここに書かなかったのです。それは明記ということでやります。起案から最後の決裁までの文書例も当然、会派名、議員名を書いてあるということを前提にします。今後はそういうことはありません。これでよろしいですか。

村石委員： 今、吉田委員が言われたことは、非常に大事なことです。前回で、もう決まってしまうことですがけれども、社民党会派としては、最終的には個人ファイル、会派に支給したとしても、どの議員がどのように政務活動費を使ったか、分かる個人ファイルを今後作っていく必要があると思っています。県議会は、個人ファイルですよ。会派に支給しているけれども、個人ファイルにしているので、どの議員がどのような政務活動費を使ったのか市民にも分かるようになっていきます。

高田委員： 議員台帳みたいなものですか。金銭出納のようなものですか。

村石委員： 個人の場合の、お金の収支が分かるものです。個人ファイルで、どの議員が何を支出したかが分かるものです。支出伝票もそうです。

後藤次長： 会派で共通で買われたものの出納もあるでしょうし、議員さんが個人でやられた部分もあるので、会派共通ファイル・個人分のファイルがあるというイメージでしょうか。

村石委員： そうです。絶対というのではなく、今は提案だけです。決めてくださいとは言っていないです。

横野部会長： それは分かります。今は提案として、申し添えます。最終的な報告書をどういう形で出すかということがポイントなんですね。先ほど言いましたように、議員名、会派名を書いて、文書を起案して最後の決裁をもらって支払いをするという、一連の流れのものを、どういう形で綴じて、どこまでを公表するかということも含めて、これからの課題です。この後、公表のところで了解をもらうところがあるのですが、どこまで公表するかというのがひとつの考え方です。当然、それは第三者委員会が認めたということになれば、逆にこういう申請があってこういう結果があったから認めたという裏返しですから、認めた理由が全部分かるわけです。報告書も公表していけば、間違いないと思います。あり方検討会へ、その旨伝えて報告を上げます。裏を返せば、書類の整理の仕方をどのように統一すればいいかという考え方でもあります。そういう認識でよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： では、それで進めていきます。

村石委員： 公開の仕方については議論されましたか。請求書とか領収書で、ここまでが個人情報で黒塗りするとか、議論は後からされるのでしょうか。

横野部会長： 事務局から、公表するときの事項を作業部会で確認・提案したいと言われるので、後で説明します。

吉田委員： ここでは議論しませんが、あり方検討会で再検討してほしいと3つ言ったはずですが、そういう意見が出たということで、あり方検討会へ言ってほしいのです。ひとつは後払い制の問題、今は、会派と議員の関係で後払いという

認識であるようですが、完全後払い制にすべきだと主張します。2つめは、会派払いか、個人払いか、併用払いかの検討課題です。3つめは15万円がいいのかということです。この3つを含めて検討すべきだと、論議をきちっとされないと市民が納得しない、富山市議会に画期的な改革を断行する必要があると、改めてあり方検討会の方でしてほしいと思います。新しい提議ですが、この3日間で、私はあちこちで、いろいろな人達と会いました。自民党の古い強力な支持者、幹部と何人も話をしました。やっぱり後払い制を強調されます。併せて、富山市議会です勝手に決めるなどとも言われました。ある程度の案が出れば、それを市民に示して、富山市議会として意見を聞く、そういう場を持つ必要があると思います。このことを新たに提案して、上へ上げていただきたいと思います。

横野部会長： 他にご意見はないですか。ご意見として伺いまして、作業部会の結論ではなくて、上へそういった意見がありましたとあり方検討会へ上げたいと思います。提案されました一部修正については修正したもので、次のまとめのときに提案したいと思っていますが、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： 次の課題に移りたいと思います。備品の購入、管理の仕方についての考え方と、急を要する活動における事務手続きで第三者機関への審査、申請について、ご提案を申し上げたいと思います。まず、備品の購入の考え方についてですが、納入価格について一定額以上のものは複数業者から見積を取り、安い方から購入する、その基準は例えば5万円としたらいかがなものかと提案したいと思います。

導入方法についても、購入、リースなど手法や処分や精算方法の問題などいくつか検討すべき課題があります。購入の場合、会派に所有権が発生して、途中で処分する場合、耐用年数との関係で積算方法等が問題になります。リースについては、金利、手数料分が上乗せされることや耐用年数前の処分についても精算の問題があります。その他、レンタルという手法も可能なのか、いろいろ考えてみて、購入にしてもリースにしても途中での処分、精算の考え方については、財務省などから備品の耐用年数が示されていますので、それを参考に法的に、体系的に側面を詰めるという必要があると思います。このあたり、そういうことでよろしいでしょうか。

お手元に、耐用年数の表がいつていると思いますが、これがひとつの目安ですね。これに基づいて、任期4年の間に、パソコン4年、その他のものは5年となっていますが、精算方法について、皆様のご意見もいろいろ聞きたいのですが。納入価格の見積で5万円というのは、そのあたりどうですか。5万円以上は、見積あわせということでもよろしいですか。買う前に、第三者委員会へ申請上げてという形になりますけど。高額な物については、リースもありますし。

江西委員： 5万円以上で、見積を取るというのは、あまり現実的ではないというような気はするわけですね。民間の場合、その程度で見積を取ったりだとか、時間の無駄だとかいうような思いもあります。しっかりされるということについては、いいと思うんですが。決まれば、そのとおりですが。

高田委員： 一般市民から見たときの金額なんですよ。5万円なのか10万円なのか判断つかないです。

横野部会長： 今までからいくと、2万円とか、そういう基準は無かったんです。相見積ということは無かったんです。そのへんは、あいまいです。

鋪田委員： まず基準が決まったのは、備品で1万円となっていました。5万円が高いか。安いかについては、もっと時間をかけた方がいいかもしれません。江西委員が言われるように、5万円だと、私も会社やっていますが、そこまで相見積もりを取るのには現実的では無いとも思います。では7万円だったらいいのともなります。また、難しい話になります。我々の会派でも、不正事案があったのですが、金額を市価より高く買っていたというよりは、そもそも買っていないで架空請求のものであったり、水増しをしていたということがありました。5万円が妥当なのか、もうちょっと議論したいなと思います。

吉田委員： 市の備品は、どういう基準になっていますか。

後藤次長： 市の物を買うということについては、簡便な方法として、見積り合わせという方法と、金額が高額になりますと業者さんに来ていただいて入札という方法があります。日常的に使うもの、小額なもの、金額的には1万円以上のものについては、全て複数業者から見積を取って、安いところから購入します。原資が税金ということなので、こういったことについては、民間の会社からみれば低額かもしれませんが、原資が税金ということから1万円以上は、すべて業者から見積を取って、安いところから購入しています。

政務活動費の執行の実務面で可能かどうかというところは、議員の皆さんでご議論ください。以上でございます。

金井委員： 今、事務局が言われたように、市がそういう対応であれば、それに倣うべきだと考えます。そういうのが妥当だと思います。金額の問題ではなくて、基準をどこにするかという、基準の判断ですから、富山市に合わせるというのが一番分かり易いと思います。

後藤次長： 一言申し添えますと、私ども事務職としては、毎日、日常的なものが繰り返し行われる中で、事務手引き、マニュアルを整備し、厳格な仕様書を提示し、皆さんから同じ条件で見積を出していただきます。これが、私ども事務屋としてはルーチンワーク化しているわけでありまして、そういった身に染み付いた事務の流れの中で、やっているということがあります。見積を取るということは、やはり、ある程度疑念を抱かれないような厳格な条件設定をする必要があると思います。以上です。

大島委員： 私は、市のほうに合わせるのには反対です。まず、見積を取れば、おそらく安いところはアマゾンとか、量販店になるので、地元の富山市内の業者さんから定価で買うということも、ひとつの、私ら税金を払っていただく立場としては有りだと思います。定価を出されて、見積りをアマゾンとか量販店で取れば、当然相当な価格の開きがありますが、私は社会通念上許されるべき

ものであると思っております。むしろ、地元の業者さんを育てる、守る意味でも、定価以上になることはだめですけれども、金額の5万円というのは安すぎるように思います。税務署で1年間に償却できると認められるのは15万円となっておりますので、不正が無く、妥当な金額であれば、ある程度検討してもいいのではないかと考えています。市のほうの指針とは少し違って、許されるのではないかと考えています。

横野部会長： 他にご意見どうですか。考え方はいろいろあるのですが、結果的に上限価格をどうするのか、例えば政務活動費は15万円ですので、15万円のものを買えば1か月分無くなってしまふこととなります。そういった点においては、5万円という金額は、政務活動費の月の1/3程度という考えだと、5万円というのは、別に1/3がいいのか、7万5千円がいいのか、いろいろ意見はありますが、ひとつの目安として提示したわけです。結果的に例えば、2ヶ月3ヶ月使わなくまとめれば、45万円という数字になりますから、逆に45万円あるから15万円のものを買ってもいいという考えもあります。そのあたり、税金ということを考えますと、大島委員がおっしゃった地元業者から定価で買うというのも、逆に言えば、その業者の育成にはなるので、全て安く買えばいいというものの考え方との違いは、若干そこには考える余地があるのですが、そうは言っても地元業者だから何とかならないのかという意見も出てくるのです。そのあたり、いろいろあるのですが、どんなものでしょうか。この数字も、あり方検討会にひとつの数字の基準を出しますか。どうですか。備品については、高額な備品は何なのか、目安はあるんです。一番高いのは、パソコンなのです。

尾上委員： 確かに、相見積は基準額も大切だと思いますが、我々が相見積を取るとした場合、どこに出せばいいのかという話になってくると思います。そんな時間があるのか分かりませんが、こういう物を買うときはこの業者というような、市でやっているようなものを参考にした手引きはないですか。手引きがあるといいと思いますが。そのようなことを市に頼むことはできないので、今までだったら、会派と繋がりのある旅行業者とか、パソコンを買うのであればこの業者とかでしたが、でもインターネットで買ったほうが安いのでという話もありました。やはり、金額も大切ですが、ある金額を超えたら相見積が要ることになるのであれば、そういうことを決めてもらわないと難しいのかなと思います。結局、個人個人の馴染みのところに発注したとかで、また不正に繋がってくるということがあるかもしれないので、厳密にするとしたら、ルールも決めてもらわないといけないと思っております。

横野部会長： ただいまの意見どうですか。

大島委員： 相見積というのは、知った方をお願いすれば、何とでもなると思いますので、むしろ耐用年数の表が出ているので、カメラ、パソコン等の償却資産以内で、2台3台を買う場合についてだけルールを決めたり、年度ぎりぎりになって買うとか、そういう不正が無い方法をしっかりとルール付けした方がよいのではないかと思います。

横野部会長： 見積の取り方とか金額とか、なかなか難しいですね。逆に言えば、議員としての自覚の問題ですから、そのあたりは、結論的には出しづらいのですが、備品の償却の問題と含め、いろいろ新指針を策定するにあたって、提案という形で出したいのですが、よろしいですか。議論していても、なかなか決まらないので、新指針を提案するとき、備品の耐用年数も含めて、例えば残存価格はいくら残っているかとかいうことも含めて、そういった精算方法について具体的に検討したいと思っています。単純なことを言うと、例えばパソコンを買って、3年で議員を辞めた、残り1年あります、耐用年数1年残っています、16万円のものであれば3年間で12万円償却しました、あと1年で4万円残っていますと、4万円を現金で返して、返すということは裏をかえすと、会派は市へ返すという精算方法になります。では3年間使ったパソコンはどうなるのか、その処分方法は、要するに会派で買った品物だから、会派のパソコンとして残ります。会派のパソコンはあと1年間使えるのだけれども、減価償却で4万円返したから、それはそれで物は無いです。物を処分するのに、方法として電気屋へ廃棄しました、廃棄手数料3000円でした、その3000円を会派で支払うという考えもあります。それによって、会派に物が残らなくなる、電気屋で処分してもらうという形があります。そういった方法も書いた上で、改めてもう1回提案したいと思います。結果的には、耐用年数が書いてあるということは、残存価格があといくら残っているか、どう処分するかというのは、備品の管理のひとつの問題ですから、現行は会派が管理するというのが原則になっています。会派にあるという解釈で、耐用年数を過ぎたものは、会派で廃棄処分しなくてはならないわけですから、廃棄処分手数料は例えば政務活動費で処理すればよいのか、個人で処理するのか、そのことも含めて、いろいろ検討課題もあります。今の耐用年数と処理方法について、内容も見た上で改めて提案するということで、ご理解いただけますか。

尾上委員： 個人所有に近いものがあるので、会派の所有だと言っている、結局、個人個人で管理しているので、そのへんも含めてルール作りをしていただければなと思います。

江西委員： 部会長の話しておられる減価償却資産というのは、税法上の減価償却資産と考えればいいのですか。該当するのは、耐用年数そのものではなくてということですかね。ほとんど該当しないかなとの思いはありました。耐用年数は何のことで言っておられるのか。

後藤次長： 会派の皆さんについては、減価償却だとか、厳密な民間会計ルールが適用されているわけではありません。物としての経済的な価値が、残っているわけですから、税金を原資として買った物をどう扱うか、これについては、今、部会長がおっしゃった方法というのは、何もめずらしい話ではございませんで、いくつかの自治体でやられている方法です。政務活動費を原資として購入したもののついて、まだ経済的価値が残存している場合に対して、新しいもの買い替えていいのか、それを捨てていいのか、処分だとかについて踏み込んで決めているところもございましたので、そういったことについて検討してはどうかという主旨であろうかと思えます。ですから、政務活動費では厳格な減価償却はもともとしていらっしやいませんで、そういった道具

を使って、経済的価値に見合うところの精算をどう考えたらいいかということをご提案されたのだと思います。そのように理解しております。

尾上委員： 参考として、減価償却の年数を利用するということですか。

江西委員： そういうことです。5万円という安いものは、減価償却の対象でも何でもありません。利用価値について、こういったことを準用するということですね。

後藤次長： 税法上、損金計算上、民間の会計事務ではないかもしれませんが。いわゆる公のお金を使って取得した以上は、一定の考えが必要であるということでございます。道具として使うという意味でございます。

大島委員： この残存価格というのは、4月に新しく選挙が行われて、会派が解散をしたり、一緒になったり、分裂したり、例えば私が4月に残念な結果になったりした場合、今、会派として買った物に対しては、市にお金をお返しして、物を受け取るというようにもしたいので、やはり精算の基準としては、物に対していくらだったというのが、会派内のやり取りとか、市に対する返還というのは、4月までにお決めいただくほうがよろしいのではないかと考えております。

横野部会長： 今の意見どうですか。結果的に、会派が面倒をみる、今のところ会派支給だから最後は会派が持っているわけで、物はどうなるのかといたら、物は事務局へお返ししたままになっていく裏返しでもあるんです。ところが、今言われたように、会派に残った物を会派が無くすときには、その備品の精算を例えば、何年残っているから残存価格を、その議員さんがお支払いすれば個人に返るのか、ということも含めた発言ですよ。

尾上委員： 私が個人管理していると言ったのは、そういうことなんです。

横野部会長： これは決めなので、なかなか。現段階は会派で残るとしか表現が無いのです。そのあたりは、逆に言えば、ひとつの課題として、また、上のあり方検討会へ提案として出します。最終的には処分方法ですから、そのあたりをどうするかを、ある程度決定してもらわないといけません。

尾上委員： そこまで、ガチガチにするのは。市の職員に配布されているようなパソコンのように、明確にしてもらったほうが助かります。やはり、今のやり方だと、結局、個人で買って個人で申請してということになっています。

横野部会長： 市職員に配布されているパソコンは、職員が辞めたとき、その物件は全部、市に返して、市が古いものは処分していくということなんです。逆に議会事務局に残して、事務局が処分しますと言えば処分できるんですけど。そのあたり、処分方法でパソコンだったら個人へ返してほしいという思いは、当然出てきますよね。それが、税金で買ったものをそれが可能かどうか、その判断がひとつあります。任期期間中のものは任期期間中として解釈すれば、耐用年数に対して残った分を買い取る場合は、その残存価格を支払ってくだ

さいという、逆にそうすれば個人のものになるのかというあたり、考え方をどうするのかということ、あり方検討会へ提案してもいいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： では、そういう形で提案していきます。大卒について、指針のほうで提案を出しますので、上の方のあり方検討会に意見として上げますので、それでよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： では、そのように進めたいと思います。ここで、10分間休憩させていただいて、その後10時50分から始めたいと思います。よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： それでは、50分まで休憩といたします。(10時40分)

(10時50分)

横野部会長： 再開します。引き続き、会議を始めたいと思います。次に、「政務活動費の領収書等の証拠書類に関する公開の確認書(同意書)について(素案)」を見ていただけますか。情報公開の関係で、研修会の中で継続的に実施しながら、情報公開や個人情報保護の制度に関する理解など重要性においては、どうしても必要なものでありまして、積極的に職員の意識改革をしながら、名前など、非公開の情報はどこまでなのか、いろいろあるので、事案で情報公開を出したときに、個人名が出ているなど指摘を受けたり、いろいろなことがありました。そこで、この確認書の素案について、事務局の方から説明させますので、それで皆さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく願います。

横山庶務課長： お手元に配付の「政務活動費の領収書等の証拠書類に関する公開の確認書(同意書)について(素案)」をご覧ください。座って説明させていただきます。

まず目的としましては、政務活動費の領収書などの証拠書類について、平成29年中に、インターネット公開を行うことを予定しております。このことから、次に掲げる目的のため、①と②ですが、この2つの目的のために平成29年度から、こういった証拠書類については、相手方からの任意の協力を得て、情報公開に係る確認書(同意書)を取得することを可能としたいと考えております。目的としましては、ひとつは当該証拠書類に記載されている非公開情報(領収書における担当者の氏名など)について、公開情報として取り扱えるようにするという、ふたつには相手方の発行(作成)に係る領収書などの証拠書類が、インターネット公開されることについて、相手方へ事前説明する機会とすることです。相手方の理解が得られれば、今後の良好な関係の維持にもつながると思っております。次に対象となる書類としては、平成29年度分からの領収書などの証拠書類のうち、外部から取得す

る領収書や資料などを対象といたします。3番目に情報公開確認書（同意書）の取得方法ですが、議員等が、事業者や視察先などから、領収書や資料などを発注（取得）する際に、相手方から、任意に情報公開確認書（同意書）を提出してもらうこととしたいと思っております。今後、この確認書（同意書）については、添付書類のひとつとなりますので、作業部会で協議して、運用指針の改定案に盛り込んで、あり方検討会へも提出していくということで進めたいと思っております。裏面をお願いします。

今ほど、情報公開の確認とか同意とかいう言葉を使いましたが、言葉の取扱いにつきまして、具体例で説明したいと思っております。参考例ということで、上のほうに領収書、下のほうに視察先からの入手資料ということで示しております。上のほうの領収書については、一般的によく見られる領収書のパターンでございます。この領収書の右下に、取扱者印として「神通さん」という方のハンコが押してあったり、あるいは左下の収入印紙に割印が押してあったり、そういったことがよくあります。そういった場合の「神通さん」の押印が、非公開情報ということになります。この部分につきまして、個人情報ということなんですが、本人さんの同意が得られれば、公開情報として取り扱うことが可能になるということでございます。それ以外の情報につきましては、全て公開情報ということになります。その他の情報につきましては、領収書がネット公開されますよということを相手方に説明したことで、相手方は分かったよということで確認ができたということになります。非公開情報については、本人に同意をいただいた上で公開と、公開情報については事前にネット公開されますよということを相手側に伝えていただければ確認ということでございます。視察先からの入手資料で、例えば出張先で高齢者の支援事業を行っている民間の団体さんから講義を受けましたと、その際、資料の配付を受けました、資料については証拠書類として、支出伝票に添付することになってくると思いますが、その配付資料につきまして、例えば推進団体の紹介があったり、団体役員の紹介があったり、支援事業の内容、事業の課題などが書いてあると、最後のところに連絡先として担当者名が書いてあり、その方の携帯電話番号が書いてあったりと、そういったケースもございます。こういった資料の配付を受けた場合、この中では非公開情報として担当者の方の携帯電話番号が非公開情報となります。この場合は、担当者の方から、携帯電話番号を公開してもいいですという同意が得られれば、黒塗りすること無く、公開情報として取り扱うことが可能になるということでございます。その他の情報につきましては、公開情報ということになりますので、この民間団体の方に、この資料については富山市ではネット公開など含め公開されていくことになりましてということを伝えていただければ確認を取ることということで、取扱いをしていくことになります。

次のページにまいりまして、具体的に確認とか同意とか、どういうものなのかということ、どのように書類として残していくのかということですが、様式として作りましたのが、「情報公開確認書（同意書）」というタイトルのものです。富山市議会政務活動費を充てることができる経費に関する運用指針に基づき、別添の資料を公開（インターネット公開を含む）されることについて、確認します。また、この資料に記載されている情報のうち、次に掲げる情報についても、公開されることを同意します。そういった内容になっています。次に掲げる情報については、①～④が主なものになります。印影、担当者の氏名、担当者の携帯電話番号、担当者のメールアドレスが主なもの

になります。そういったものの同意ということになります。下のほうにいきまして、確認欄については、会社、団体の名称を記載してもらって、ハンコを押していただくことで、確認が取れたということの証になるというように考えております。また、同意欄については、個人情報の本人さんの了解がいただければ、氏名を記載しハンコを押していただくということになります。無理だということであれば、ここは空欄になるということでございます。そういった形で、若干、領収書などの発注段階、取得段階、資料の取得段階、こういった段階で確認、同意を取るような作業が発生するということでございます。

基本的には、各会派において、必ず取らなければなりませんということでは考えておりません。あくまでも活用は任意ということでは考えております。今ほど説明しましたとおり、事業者からも出してもらわなければなりませんというものではございません。確認してもらえた場合に、出してもらう、個人の方にも任意の協力の依頼となります。ただ、活用も提出も任意ということではございますが、政務活動費の透明性の向上に繋がる重要な取り組みであるというように思っております。来年度につきましては、ネット公開するということがございますので、予め、領収書や資料がネット公開されるのだということ、領収書を取得する段階などにおいて、相手方にきちんと伝えておくということは、大変重要だと思っております。ぜひ、ご協力をいただければというように思っております。説明は以上です。

横野部会長： ただいまの説明で、結果的には、公開、非公開の情報の中で、例えば町内会長の氏名、住所だとか、研修会に行ったときの講師の氏名とか、肩書きとか、写真、プロフィールとか、あるいは視察先で入手した説明資料の担当者の氏名など、あるいはレシートにおける担当者の氏名とか、印影とかあるんですね。こういったものが、現在の公開情報の中では黒塗りで消しているんですね。例えば相手が、同意書をもって同意してもらえれば、出してもいいですよということの確認という意味での同意書なんです。強制するか、ここまでにしましょうというのか、逆に同意書を取れるのかなと、同意書の文章の中に、下に会派名と議員名と書いておかないと、誰がこの同意書を出したのか分からないですから。会派名と議員名を載せておかないと、何月何日に同意を取ってきましたということにならないのではないかと思います。それは、同意書に表示した方がいいのではないですか。皆さんのご意見も聞きますが、ここまでする必要はあるか、ないかを含めて、横山庶務課長は強制ではないですけどもという言い方なのですが、皆さんのご意見はどうですか。

尾上委員： ひとつ確認させてください。これを取ってくるのと、政務活動費の支出とは関係無いということですよ。非公開の部分が非公開のまま、インターネット上に公開されるということですよ。

江西委員： 同意書に細かいところまで書いてありますが、ここまではいいけど、これはいやだなということもあり、チェックボックス方式にされたらどうかなと思います。携帯電話番号とかは、普通の人はいやですよ。これがいやなら、全部いやというわけではなくて、任意に選べるようにならないと、ゼロサムにならないようにしないといけないと思います。

吉田委員： ③の担当者の携帯電話番号と④のメールアドレスは要らないと思います。法人もしくは団体でいくわけですから、ここまではちょっとやりすぎと思います。

村石委員： できるだけ、個人情報に黒塗りにすることを少なくするというには、ふたつ意味があると思います。ひとつは開かれた議会、政務活動費がどのように使われているのか、どこの業者でどの人が担当して、使われたのかいうことを「見える化する」ためには、できるだけ公開をしていくということです。ふたつめは事務作業です。これは間違いのリスクの計算ですが、項目がたくさんあればあるほど、高くなると言われています。従って、たくさん項目を黒塗りするときに、たくさんあればあるほど、ミスが起きる確立が高いということです。できるだけ、非公開にする部分を少なくすることが、重要だと思います。大津市の場合、個人情報として消されているのは、請求書ですけど、口座番号だけなんです。口座番号だけは、黒塗りされているわけで、このように公開しているところの議会で不正とか、事故に巻き込まれたりとか調査して、できるだけ公開をしていくと、任意ではなくて原則として公開していくので協力してくださいというような形にしていってほしいと思います。ただし、内容から言うと、携帯電話番号というのはやはり個人の情報、プライバシーのものであるから、入れるべきではないと思います。あくまで、固定電話については公開していくというようなことにしていけばいいと思います。最後に言いますが、仮に任意だとしても、市民が閲覧して、誰々議員の領収書には黒く塗ってあって、誰々議員のものには黒く塗ってないねと、どうしてあの議員だけ黒く塗ってあるのかということになるので、結果としては、ほぼ皆さんの同意を得て政務活動費を使うことになるのではないかなと推測します。

鋪田委員： 携帯電話の番号は、ちょっと課題が大きいかなと思います。プライバシーの問題と、SNSなどの認証に携帯電話番号が使われることが多いので、成りすまして別の被害が出たりというのは、検討課題として事務局で検討いただきたいと思います。

江西委員： 相手の領収書で、個人事業主で自分の携帯電話番号を載せている領収書が出てきた場合、書いてあるという事例があるというわけであって、携帯電話番号を聞けということではないです。村石委員が言われるように、なるべく黒塗りが少なくなるようにするべきなので、ひとつが全部なっていると全部拒否になるから、チェックリストにしたほうがいいと思います。大津市の、公開しているという話もありましたが、個人情報で公開してはならないものがあるから、こういう議論をしていると思ったのですが、法的に問題無いということなのではないでしょうか。事務局にお聞きします。

横山庶務課長： 基本的に、同意書の書式に書いてあるような情報は、富山市の情報公開条例に照らして、非公開情報だと、個人情報だということで、取扱いされている情報でございます。大津市の情報公開条例がどういうものになっているのか詳しくないですが、富山市は全国的に広く規定されている条例の書きっぷりになっています。そのような条例の書きっぷりを大津市がしているとす

れば、何か工夫しているとかあるのかなという気がします。

横野部会長： それは、また調べてみればいいと思います。

後藤次長： ちょっと補足しますと、情報公開条例は横山庶務課長が言いましたように、多くのところがうちと同じタイプを持っていまして、個人情報識別された段階でだめですよというタイプと、個人情報は認識されてもプライバシーが侵害されているかどうかというところまで踏み込んで判断する型の条例と、2つのタイプがあります。個人情報だと認識された段階でもう黒塗りですよというタイプが富山市ですから、富山市は非公開情報とすることになっていることで書いてあります。大津市が、どのような決め方なり、運用をされているかは調べてみないと分かりません。

松尾委員： そもそも話ですが、この同意書というのは、その都度、常に取らなければならないということなのですか。領収書をもらう度に取らなければならないのですが、そのあたり皆さんは認識されているのか、それでもそれをやっていくということですか。領収書の担当者も都度、変わりますし、事業者も変化するわけです。それをあいまいにしていくと、本当にご迷惑をおかけすることになるので、そのへん皆さんは認識されているのかなと気になったのです。

横山庶務課長： 今、松尾委員から出されました危惧ですが、様式の作り自体は、まさにご指摘のとおり、領収書あるいは資料の1枚1枚について、取得していただくという作りになっています。例えば、会派として、その業者さんと継続的に付き合いするような業者さんの場合に、今年度分の領収書については、全て同意すると、確認したと、領収書に出てくる個人情報についても担当者は同意するというように、包括的に確認、同意が得られるような話が相手方から出るようであれば、その旨を確認書（同意書）に、一筆書いていただいて、その年度については全てその取扱いでいきますよというような、弾力的な取扱いも認めていいのではないかとというように事務局としては考えているところがあります。

横野部会長： 今の同意のところ、松尾委員がおっしゃったように、視察研修に行ったときに、相手の議会事務局だとか説明員の同意を取ることは可能なんです、もらった資料の中に個人名が入っているものを、全部個人の同意書を取ってくるのは無理なんですよ。いろいろな面で、同意を取る主旨と、同意を取ったから何でも公開はOKかというのとの違いをどう判断するか、非常に難しいです。毎回これをやるとなると、同意書をもって行って同意を取るのはいかななものかと思います。例えば、この業者とこういう取引をしていますから、1年間通して同意いたしましたというのは可能ですよね。逆に、その人からばかり買っているのかということもあります。そのあたり含めて、同意の取り方について、逆にどれが妥当性があるのかをちょっと研究したいと、即座にと言われてもと思うんです。皆さんの意見どうですか。問題なければ、こういったことについて、同意を取ることは可能だと思います。先ほどから、携帯電話番号だけ除いた上での同意を取ることは、皆さんが納得していただければ、そういう方向で、情報公開におけるひとつの方法としては、

確かに同意を取っておけば、その部分はOKですよとなるんです。そのへん、
どうですか。

金井委員：　まず、1点お忘れなのは、富山市議会の不正というのは市民が全部知っているわけです。領収書を発行するというのは、大概、印刷で会社名もある、
割印とかそういうものです。町内会だと役員とかいう方においては、ほぼ公
人と見なされる方々ですから、富山市議会の議員で、こういうのがあったか
ら公開したいと、これは議員としてはっきり言ったほうがいいと思います。
その上で、ここを隠してくれと言われる携帯電話番号の部分は、普通の領収
書には無いと思います。ですから、そんなに問題あるとは思いません。どう
ですか。会派の領収書は印刷して持っているわけですから、上にあげてどう
のこうのという難しい問題では無いと思います。

横野部会長：　要するに、逆に、金井委員の意見からいくと、議員が相手側から領収書を
もらったときに、公開情報であなたの名前は出てもいいですかと念を押して
くればいいと、同意書まで取らなくても、富山市議会の議員としては、そう
いったことを明確にしていくから、これからお願いしますということで、通
るか、通らないかですよね。携帯電話番号は載せないにしても、そのあたり
どうですか。

鋪田委員：　そもそも情報公開の条例があるから、それを超えて、さらに情報公開をす
る場合は、やはり書式を残しておかないと、後でコンプライアンスとか、法
務上の問題もあると、私らよりも議会の方が抱えてしまうので、もし本当に、
今の情報公開条例を越えてやるのであれば、同意書は取らないとだめだと思
います。あとは、生命保険に入る診断書とか、インフルエンザの接種を受け
るときのチェック表がありますよね。あの程度のもので、少し分けて、江西
委員の言われたように携帯電話番号のようにまるっきり個人のものもあれば、
会社として使っている番号もあるわけなので、議会事務局サイドに事務量の
問題が無ければ、そうすればゼロサムにならなくて、公開してもいいよとは、
議員サイドとしては全くやぶさかではないです。正直な話、事務局側の間違
いを起こさないということであれば、いいと思います。

横野部会長：　これは同意を取っているから、これは消していい、消さなくていいと、事
務局側がまた判断しなくてはならなくなります。領収書だけの問題ならいい
のですが、資料の中に個人名から全部載っているわけです。それも全部だと
言われると、ものすごくタイトな、やはり資料を公開するといったら、それ
は全部消した上でやっているから、報告書の真黒な線ばかりだと、これが情
報公開の裏返しにもなります。そのあたり、気持ちの上では分かるのですが、
そのあたり作業部会として、どんなもんですか。

大島委員：　インターネット公開をするとすると、相当な取り返しの付かないことにも
なりますので、慎重にはやらないといけないと思います。江西委員がおっし
ゃられたように、やはりできるものと、できないものを本人に確認してもら
う、チェックボックスですね。公開されることについて同意します、ただし、
ここの部分は同意できませんというようにして、チェックをしてもらえばど
うかなと思うんですが。それと、インターネットで公開する場合は、スキャ

ナーで読むんでしょうけど、1回読んでそこへ入れてしまえば、あとは何もしなくていいという考えでいいのかどうか、事務局にお尋ねします。

横山庶務課長： 情報公開する際は、これまで今の作業としても、違う目で黒塗り部分が適切に塗られているのかどうか、漏れはないのか、ダブルチェックした上で、公開に供しております。今後、インターネット公開するということで、透明性を高めますので、さらにこの部分の審査、チェックについては厳格を期していきたいと思っております。

大島委員： 作業の事務的なことをお聞きしているので、一度、原本を読み込んで、スキャナーでデジタル加工などして、読み取らないようにしてしまえば、一度きりで他は何もしなくていいのか、今までのようにコピーをしたものに、墨塗りをしてチェックして出して、次また公開があればやるのかということをお聞きしているんです。インターネットというのは、一度読み込めば、後は何もしなくていいのではないかを確認しているのです。

横山庶務課長： 黒塗り作業については、一度すればお仕舞いでして、一度したものがその後何回も見られていくと、それを出していくということになっています。

大島委員： そうしたら、原本があって、黒塗りをしたものの原本があって、それを情報公開でコピーを出しているということでもよろしいですか。今までは。

横山庶務課長： はい、そのとおりです。

尾上委員： この様式がどうなるかわからないのですが、⑤に「その他」というのがあります。そもそも何が情報公開したらだめなのか、我々全てが分かっているわけではないので、チェックボックスとかにするのであっても、「その他」という項目は無いようにしていただければ、有り難いなと思います。

横山庶務課長： そういった要望については、よく分かるんですが、やはり証拠書類は多種多様なものですから、我々としても予期できないものが発生する可能性はあるので、一応、こういった欄を設けていると、会派控室で領収書の交付を受けるとかということもあるでしょうから、そういった場合に、事前に事務局のほうに来ていただいて、その確認をしていただいて、その他欄に、この領収書はここも同意の対象になりますねと記入をするといったケースもあるのかなとも考えて、設けております。

横野部会長： 今、言われたチェックリストをあげて、顔写真だとか、プロフィールだとか、そのあたりのところを考えると、チェックリストの中にそういったものも含めてあれば、どれがOKか確認が取れますね。「その他」というのは、非常に不明瞭なんだけど、「その他」の中に何が入るかというのは分かりづらいから、チェックリストという考え方は悪くないと思います。

松尾委員： いろいろ議論されていますけども、本当にやるのであれば、非常に重要なことなので、きちりとやらなければならないと思います。いろいろ調査研究するべきだろうなと思います。事務局の仕事量もありますし、本当に事務局

でミス無くできるのか、非常に重要だと思います。他都市のものを、いろいろ検討したほうがいいと思います。

大島委員： もし逆に公開しませんというもので、「その他」があれば、プロフィールだとか、顔写真だとか、書いてもらうというほうが、逆に楽になるのではないかと思います。公開できない中に、「その他」を入れたほうがいいと思います。

横野部会長： この件については、事務局からの提案なので、作業部会で検討して内容まで詰めれば理想なのですが、逸脱行為にもなるので、あり方検討会へ上げていきたいと思っています。同意の取り方、あるいは内容について、本当にこの同意の取り方でいいのかどうかも含めて、一応作業部会としては、こういう提案がありましたということで、上へ上げさせてもらいます。それでよろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： ここで議論を進めていたら、情報公開に対する認識が、自分達の中にどの程度かと、逆に市民の目から見て、そのくらい情報公開してもいいんじゃないのと思う点と、そのへんの違いが分かりづらい点がありますから。

尾上委員： 情報公開条例には、同意さえもらえれば、情報公開してもいいよと書いてあるということですよ。

横山庶務課長： そのような条文は無いです。無いのですが、実質的に考えると、相手方から自分の個人情報について出していいという了解が取れば、その方へのプライバシーの侵害というものはゼロということになりますので、問題無いだろうと考えております。

横野部会長： 名目上はきれいな言い方になりますが、作業効率からいくのと、議員個人がそれぞれ同意を取ってくる行為と、行為からすれば議員自身にもあるし、議会事務局側の管理の問題もありますし、複雑多様化しているので、一概にこれで決めましたというのは、なかなかすぐに結論を出すのは非常に難しい面もあります。これは、事務局側が処理する上で、情報公開でいろいろな問題が起きているものですから、少しでも簡単に整理できる方法はないかという形の提案ですから、このあたり、そういう認識で、次のあり方検討会へ上げるということで、よろしいですか。

参加委員： はい。

横野部会長： では、そういう提案がありましたということで、進めさせてください。次に、第三者機関の審査を経ている暇がない場合の、急を要する、政務活動実施における事務手続きについてであります。私のほうから、簡単に意見を述べます。このことについて、素案として考えていることは、事前審査は会派だけは絶対に審査しなければいけないですね。会派が責任持ってやるから、第三者機関および議長への届出は、届出だけで実施可能とし、最終的に報告書で、それが該当するかどうか判断をいただくということになります。先に

自分達が行動を起こした上で行く形になります。第三者機関の審査を無くして、動く行為にはどんなものがあるか、急なことが起きて、現地へ視察へ行きたい、現地で見に来なければいけない、市政にとってどうしても必要だと思われることがある場合は、出てくると思います。ただ、それはあくまでも、自費で行っていただいて、報告の中でそれが政務活動に値するかどうかという形で、報告書を上げるということも止むを得ないと思います。これは、結局、後払いですから、先にすぐお金をくださいということではないです。会派内で話し合いをして、会派の役員が判断し、個人の活動ではないねと、会派として口頭で了解を取った上で、動き出します。その旨を経過の中に書いていただき、報告していただく、最終的にはその活動が、政務活動として認められるかどうか、100%充当なのかどうかも含めて、第三者機関の判断を仰ぐという形で、緊急の場合はそういう形で進めるというので、どうでしょうか。ちょっと早めにしゃべったのですが。

大島委員： 年末に、糸魚川へ行ってきたのですが、やはり、そういう状況があるという心配をしていたのですが、これは非常に良い提案で、大賛成です。この中のウの言葉尻で、「事後決裁」という言葉は、フローチャートで使われている言葉の「事後審査、事後承認」に変えていただければと思いますが、決裁というのは無いという考えであります。それと、「政務活動費の充当」というよりも、「政務活動費の支払」と変えていただければと思います。

横野部会長： 分かりました。他にありますか。無ければ、こういう形で、緊急の場合、大島委員がおっしゃったように、糸魚川の大火があって、現地へ行ってきた、その上で報告書をいただき、事後承認をいただいて、政務活動の支払に充てる形を取れるということを確認することで、結論から言えば政務活動に値するという話になります。

吉田委員： あくまでも、これは会派への前払いということでの考え方ですよね。

横野部会長： 後払いというのは、承認後の後払いですから。前払いではないです。会派へは前払いということはありません。そのことについては、あり方検討会で。皆さんよろしければ、第三者機関への申請について、急を要する場合については、そういう形で進めることでよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野部会長： そうすることで、させていただきたいと思います。その他、今日の作業部会で協議すべき事項は、また、私の発言の中で提案したい事項などがありますでしょうか。

吉田委員： 改めて、全体のスケジュールはどうなっていますか。

横野部会長： 無ければ、今後の部会の進め方と、具体的な新指針の手引き策定作業についてご相談申し上げたいと思います。今日の会議で、まだ議会が長引くようであれば、1月16日ごろを予定していたのですが、この後のことからいって、私も実を言うと事務局と整理したいので、できることなら、次期開催を

1月23日（月）9：30からでよろしいでしょうか。代理OKです。このときには、今話し合いしたものを、詳細な新しい指針を書いて、市政報告会の報告書の書式、最後の決裁の取り方とか、書式と例題を作って、これを添付した詳細なものを提案して、中身を確認した上で、今後の政務活動費の支払いをどのようにしたいか原案を出したいと思っています。こちら整理期間が必要ですので、1月23日ごろでと言いました。内容について疑義申立てがたくさんあれば、午前中では終わりません。皆さんが合意していただければ、それであり方検討会へ出すということになります。その資料を皆さんへ事前に出すというと非常にきついのので、出せるところまでは出します。そういうことで、ご理解ください。1月末までには、あり方検討会へ報告しないと、2月のあり方検討会での最終決定と条例改正があるものですから、そういう方向で作業を進めていくという形で、非常に大変ですけど、進めていくことで、私、部会長と事務局に一任させていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： それでは次回ですが、1月23日（月）9：30からでよろしいですか。ひとつよろしく願いいたします。1月20日ごろまでに、そういった資料を提出することで、皆様のご理解をお願いいたします。これで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

参加委員： はい。

横野部会長： これをもって、政務活動費・運用指針策定作業部会を閉会いたします。ご苦労様でした。